



# 特集

# 総務省「マンション管理組合にも地縁団体としての扱いを！」

(地縁団体：町会・自治会)

## ～コミュニティ活動・防災での管理組合の役割に期待～



総務省より、「町内会とマンション管理組合のつながりを大切にしたい」という方針が打ち出された。その内容は『マンション住民と地域の関係』『防災面におけるコミュニティの形成』の二本立てとなっている。それはマンション内でのコミュニティ活動に対しても、**管理組合を地縁団体と同様な扱いをするよう**に規定された。そして、避難訓練などの自

発的な防災活動を行う**管理組合を自主防災組織として位置づけ**、自力での避難が難しい避難行動要支援者の名簿を提供するなど、防災面の役割を明確化する。

当協議会は、行政との協働事業として、コミュニティの形成と、マンションの防災組織の推進、具体化に向けた取り組みを進めたい。

都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について(通知)-要約- (H27.05.12)

### 1) マンション住民と地域住民との関係について

いわゆる分譲マンションには、マンションの管理を目的に区分所有者全員から構成される団体として、建物の区分所有に関する法律第3条の規定により管理組合が設置される。こうした管理組合が管理の一環として行うコミュニティ活動が、自治会・町内会との地縁による団体が行う地域的な共同活動と同様に、良好

なコミュニティの形成に資するものと評価できる事例もみられる。さらに、各地方公共団体において、**地縁団体を対象に各種の連絡・支援を行う際には、その内容に応じ、管理の一環としてコミュニティ活動を行っている**と認められる**管理組合等**に対しても**同様の扱いを行う**。

### 2) 災害弱者等の名簿保有の問題を中心とした防災面におけるコミュニティの役割について

都市部では、地縁団体に限らず、マンションの管理組合をはじめとする多様な主体がコミュニティ活動を展開していることが特徴であり、自

主防災組織として、これまで地縁団体が主なベースとして想定されてきた。  
多くの区分所有者が居住者として住むマンションで自発的な防災活動を行う**管理組合等も自主防災組織として位置付ける**。



自主防災組織による要介護者搬出訓練

### 『解説』

川口市自主防災組織育成指導要綱 第2条(定義) H18.4.10施行-抜粋-

(1)自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(以下「組織」)で、町会又は自治会(以下「町会等」)を単体又は隣

接する町会等と共同して結成された物をいう。となっており、組織構成は、町会・自治会のみとしている。

今回の総務省通知で、分譲マンション管理組合にまで適用範囲を広げるとすれば、**各種補助金の扱い**も含め

対応をどのようにするか検討が必要になる。

<補助金対象の内訳>

- ①防災資機材の整備
- ②防災訓練の実施(単独&合同)
- ③防災倉庫及び水防倉庫の整備
- ④防災マップの整備

### 『具体的取組み例』(抜粋)

- マンション同士の情報交換の場の創出
- まちづくり支援センターなど、自治会・町内会や管理組合といった各種主体をワンストップで支援する組織の設置
- マンションと地域のコーディネーターとしての役割を果たすコミュニティ相談員の設置
- 管理組合等を自主防災組織や災害弱者等の名簿情報の提供先として位置付けるなど、防災面における役割の明確化
- 避難行動要支援者のうち、名簿情報の提供に拒否の意志表示をした対象者を除いた分の名簿情

報を提供する方式の採用

- (部局横断的は取組み体制の構築のため)関係部局によるプロジェクトチームの設置
- 自治会・町内会や管理組合といった各種主体と、民生委員や社会福祉協議会、地域包括センター等との連携支援

※これまでの協議会活動の取組に沿ったものが、具体的事例として示された。

### 総務省が発表した先端事例として サウスゲートタワー川口 が紹介された

#### ■概要

2014年1月竣工(川口市金山町360戸、31階) 大規模敷地開発による社会的義務、責任から地域貢献施設が充実している。又、敷地内防災倉庫、施設利用について周辺町会等と利用協定を検討中としている。

#### ■地域コミュニティ形成施設

コミュニティスペース 共用公園 子育て支援施設

#### ■地域防災施設

防災公園(かまどベンチ、マンホールトイレ、防災パーコー) 蔵パーク(共用 防災倉庫) 子育て施設~エントランスの非常時開放



\*総務省 都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会 より

